

(変更)

(様式1)
審査基準（申請に対する処分関係）

		担当課	子育て支援課	検索番号	10-1
法令名	学校教育法	根拠条項	4-1		
許認可等	私立学校（幼稚園に限る。）の設置廃止及び設置者の変更認可				
1 法令の定め（許認可等要件）					
私立学校(幼稚園に限る。)の設置廃止及び設置者の変更の許可に当たっては、幼稚園設置基準(昭和31年12月13日文部省令32号)を満たすものでなければならない。					
2 審査基準					
○ 愛媛県私立幼稚園設置及び収容定員変更認可事務取扱要領(昭和54年9月1日付け地方第801号愛媛県総務部長通知)					
愛媛県私立幼稚園設置及び収容定員変更認可事務取扱要領					
(趣旨)					
第1 私立幼稚園の教育内容、施設設備等幼稚園教育の水準を向上させることにより幼稚園教育の振興を図るため、私立幼稚園の設置及び収容定員の増加に係る園則の変更（以下「収容定員の変更」という。）の認可事務の取扱いについては、学校教育法（昭和22年法律第26号）その他の関係法令及び幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第32号。以下「設置基準」という。）によるほか、この要領に定めるところによる。					
(設置者)					
第2 私立幼稚園の設置者は、学校法人とする。					
(園地及び施設等)					
第3 私立幼稚園の園地、園舎及び運動場は、設置基準に定める面積については、学校法人の所有とする。施設、設備、園具、教具等についても、同様とする。					
(負債率)					
第4 私立幼稚園を設置し、又は収容定員の変更をしようとする学校法人の負債（資産総額に対する負債総額の割合をいう。）は、おおむね30パーセント以内とする。					
(収容定員の変更)					
第5 私立幼稚園の収容定員を変更する場合は、当該幼稚園が存する地域の幼児人口及びその動態並びに周辺の幼稚園の園児の状況等を考慮して認可の可否を決定するものとする。					
(事前審査)					
第6 私立幼稚園の設置又は収容定員の変更は、設置又は収容定員の変更をしようとする年度の前年度の5月31日までに、設置にあつては幼稚園設置計画書（様式第1号）、収容定員の変更にあつては収容定員変更計画書（様式第2号）の提出を求めて事前審査を行い、適当と認めるものについて認可事務を進めるものとする。					

(関係行政機関等の意見聴取)

第7 私立幼稚園の設置又は収容定員の変更の認可に当たっては、当該私立幼稚園の所在する市町長及び一般財団法人愛媛県私立幼稚園協会の意見を聴くものとする。

(調整)

第8 私立幼稚園の設置及び収容定員の変更が、当該幼稚園が存する地域において競合する場合は、収容定員の変更を優先する。

(認可事項等の遵守)

第9 私立幼稚園の設置者が、関係法令、設置基準及び認可事項に違反している場合は、新たな幼稚園の設置及び収容定員の変更の認可は行わない。

附 則

(実施期日)

1 この要領は、昭和54年9月1日から実施する。ただし、第7は、昭和55年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 第11の規定にかかわらず、昭和54年9月1日現在において、収容定員を超える園児を収容している私立幼稚園が、収容定員の変更をしようとするときは、変更後は収容定員を遵守する旨の理事全員の誓約書を提出させることを条件として、昭和56年度までに限り認可するものとする。

附 則

(実施期日)

この要領の一部改正は、平成19年4月1日から実施する。

この要領の一部改正は、平成27年4月1日から実施する。

この要領の一部改正は、平成29年7月5日から実施する。

この要領の一部改正は、令和元年8月6日から実施する。